

御議論用メモ（参考）

[論点 1] A D R の拡充・活性化に何を期待するか。

A : 裁判所の効率化・負担軽減のため、紛争を振り分け、A D R に適合的な紛争を判決手続外に流すこと。

B : 裁判所外で、行政的な方法によって迅速・簡易に紛争を解決し、より効率的な権利救済を図ること。

C : 裁判所外で、裁判規範からいったん離れ、両当事者のニーズに合わせた互酬的な紛争解決を図り、自律的な規範形成をめざすこと。

・
・
・
・

[論点 2] 現状の A D R は何が問題か。

X : 認知度が低いこと。

（国の姿勢が不明確、総合窓口がない、A D R 間の連携が不十分など）

Y : 制度的な制約・限界があること。

（時効中断効がない、執行力がない、裁判所との手続的連携が不十分など）

Z : (規律が不十分で) 信頼性が低いこと。

（担い手の能力・資質や機関の中立公平性に疑問、情報開示が不十分など）

・
・
・
・